京都市告示第 5 号

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、次の者を指定代理納付者に指定し、京都市ふるさと納税寄付金の代理納付事務を委託します。

令和3年4月1日

京都市長 門 川 大 作

1 指定代理納付者の名称等

	<u> </u>
名称及び代表者	住所
株式会社 トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
代表取締役 川村憲一	
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る
代表取締役 田中 晴男	東塩小路町731番地
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る
代表取締役 多賀野 博一	東塩小路町731番地
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	
ベリトランス株式会社	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7
代表取締役執行役員社長 篠 寛	デジタルゲートビル10階
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3
代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎	
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22-14
代表取締役社長 野口 哲也	N. E. S. ビルN棟2階

2 指定代理納付者による代理納付を認める歳入の種類

京都市ふるさと納税寄付金(インターネット等による公金支払いの方法により代理納付されるものに限る。)

(行財政局総務部総務課)